



出典：著作者より編集

図 2-16 北東地区にある第 4 焼却工場



図 2-17 第 4 焼却工場の稼働状況

第 4 焼却工場の現状に関する基礎情報は以下のとおりである。

表 2-15 第 4 焼却工場の現状

所在地	モスクワ市東地区 (Ul. Pehorskaya, possession 1A)
所有権	モスクワ市
運営管理	Ecotechprom 社
用地面積	約 10.6 ha (増設可能な土地有)
立地	東地区工場には幹線道路が隣接しており、住宅地から一定の距離がある。

衛生保護ゾーン	500m
廃棄物能力	700t/day (350t/系列・日×2 系列) (=25 万 t/year)
焼却処理料金	2,826.6 ルーブル/ton (モスクワ市決議 N.60-P 29.11.2013)

(5) 衛生保護ゾーンと事業実施サイトの状況

Russian Federation State Sanitary and Epidemiological Regulation SanPin 2.2.1/2.1.1.1031-01 (以下衛生保護ゾーン規制)によると、産業施設は、施設から定められたある距離までの地域内の自然環境及び住民を守るために、衛生保護ゾーンを設置しなければならない。

衛生保護ゾーンとは、産業施設の稼働サイトおよび近隣住宅街との間のバッファゾーンであり、衛生保護ゾーン規制により、産業施設はその衛生保護ゾーンの堺周辺の大気汚染レベルは定めている規制より下回ることを確保しなければならない (Resolution of the Chief State Sanitary Doctor of the Russian Federation 30.05.2003 N.114 (ed. 30.08.2016))。住宅の他、学校、病院、食品生産施設等は、衛生保護ゾーン内に設置されることを禁じられている。

衛生保護ゾーン規制により、予備衛生保護ゾーンは産業施設の種類より異なる。

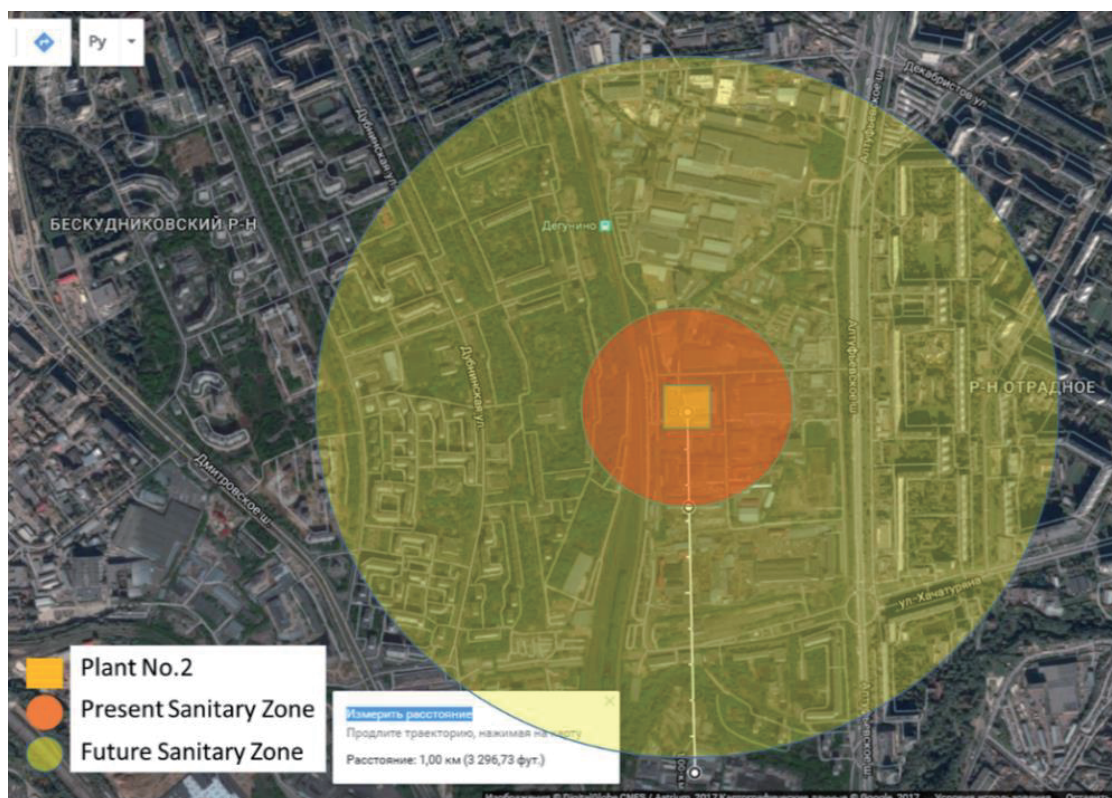
表 2-16 保護ゾーンの階級

施設 (危険性レベル)	予備衛生保護ゾーン (m)
Class 1	1000
Class 2	500
Class 3	300
Class 4	100
Class 5	50

産業施設は、該当 Class に基づいて衛生保護ゾーンの計画を作成し、地域の Chief Sanitary Officer に申請するか (施設危険性レベル 3~5)、はロシア連邦の Chief Sanitary Officer に申請する (施設危険性レベル 1 と 2)。

衛生保護ゾーン規制により、処理能力 4 万 ton/year 以上の廃棄物焼却処理施設の衛生保護ゾーンは半径 1,000m 以上と定められている。しかしながら、第 2 焼却工場の衛生保護ゾーンが緩和され、現在は 260m となっている。衛生保護ゾーン規制の第 5 条により、衛生保護ゾーンを縮小することが認められるものの、本調査では、どのようなプロセスで第 2 焼却工場の衛生保護ゾーンが縮小されたかを明確にすることができなかった。また、このような緩和は新建設に適応されることは不透明であるので、本事業の実施の場合は、通常の 1,000m になると考えられる。図 2-18 は第 2 焼却工場の現在の

衛生保護ゾーン及び新焼却発電所が建設される場合の衛生保護ゾーンを示すものである。



出典：著作者より編集

図 2-18 第 2 焼却工場の衛生保護ゾーン